

要介護1から保障する一時金タイプの介護保険 「初期介護一時金特約」を発売！

朝日生命保険相互会社（社長：木村 博紀）は、**2024年4月2日**より、「**初期介護一時金特約**」（正式名称：5年ごと利差配当付初期介護一時金特約（返戻金なし型）、以下「当商品」）を発売いたします。

当商品は、介護の初期段階における住宅改修費用や介護施設入居費用等のニーズにお応えするため、公的介護保険制度の「要介護1以上」と認定された際に、一時金をお支払いします。

現在販売中の「介護一時金保険（2012）」等と同様に公的介護保険制度と完全連動した、わかりやすい商品内容となっています。

当商品を「介護一時金保険（2012）」にセットしていただくことで、要介護1以上と認定された際に一時金をお支払いし、さらに要介護3以上に認定された際に再度一時金をお支払いいたします。

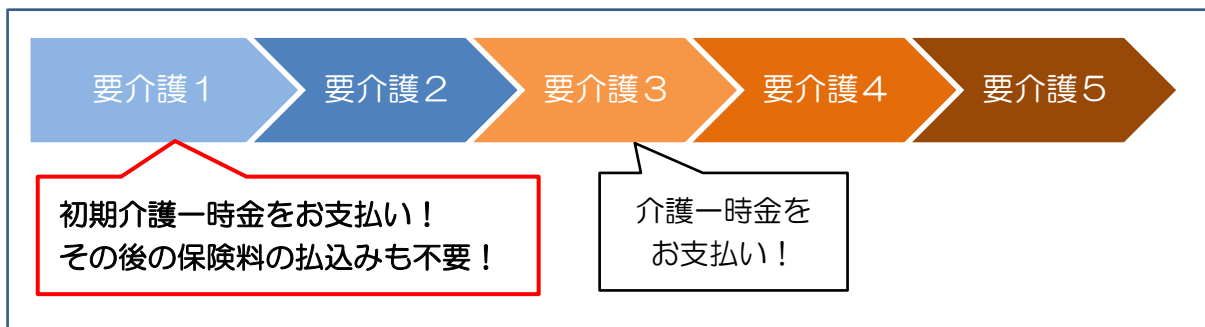
「人生100年時代」において介護に対するリスクが高まるなか、これまで以上に充実した介護保障をご準備いただけます。

<初期介護一時金特約のポイント>

- まずは！要介護1でまとまった一時金をお支払い！
- そして！要介護1でその後の保険料はいただきません！
- さらに！要介護3以上に進行したときには、一時金をプラスし万全サポート！

※介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）に付加した場合

【お受取りイメージ】

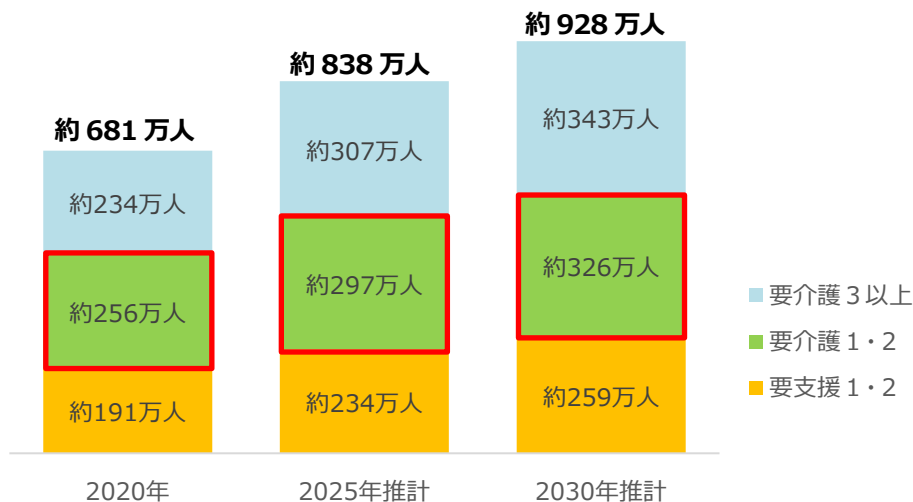


1. 開発の背景

1. 介護認定者数の増加

年々、要支援・要介護認定者数は増加しており、2030年には約928万人になると推計されます。その中でも要介護1・2の認定者数は、各年にて約3割を占めています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

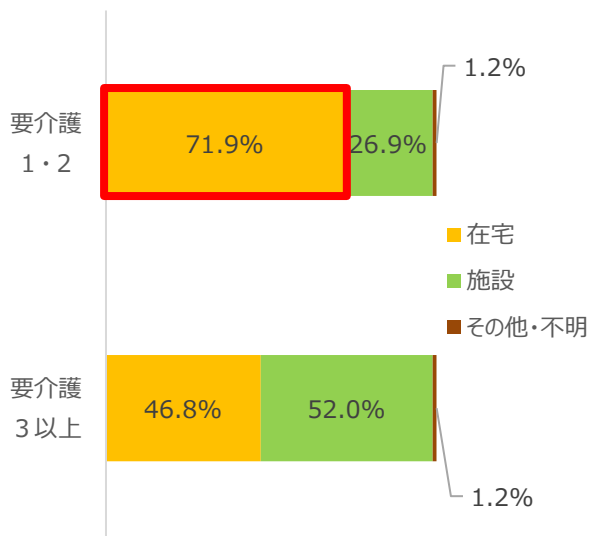


※ 厚生労働省「令和3年度介護保険事業状況報告（年報）」および「第55回社会保障議会介護保険部会資料」より当社推計

2. 介護の初期段階における保障ニーズ

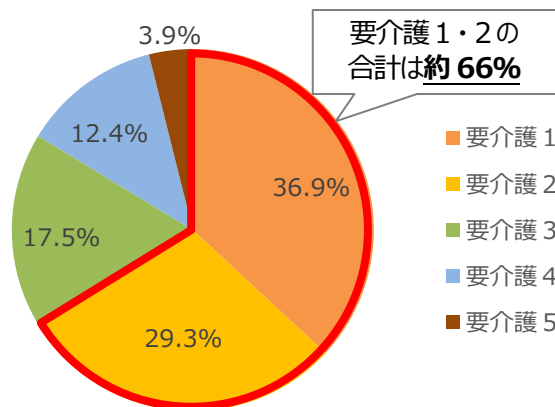
要介護1・2の認定者のうち、約7割が「在宅」にて介護を受けています。また、公的介護保険制度の住宅改修費についても、要介護1・2での利用が約6割となっています。

【要介護認定者が介護を受けた場所】



※ （公財）生命保険文化センター「2021（令和3）年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに当社で試算

【公的介護保険制度の住宅改修費の利用状況（要介護度別の占率）】



※ 厚生労働省「令和3年度介護保険事業状況報告（年報）」
 ※ 公的介護保険制度では、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費の給付、住宅改修費の給付などが、給付（貸与）対象となる場合があります。住宅改修費用は原則20万円（うち自己負担額1割、所得が一定以上の第1号被保険者は2～3割）まで支給されます。

3. 介護に対する初期費用

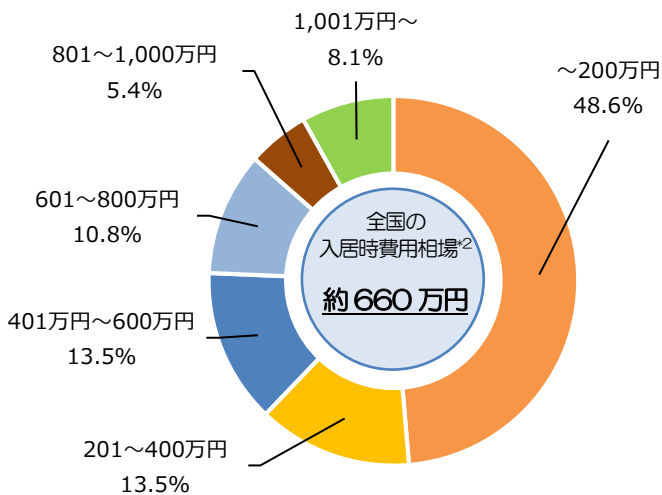
在宅介護の場合には住宅改修や用具の購入、施設介護の場合には施設入居などに費用がかかり、高額になる場合があります。

【介護に必要な用具を自費で購入等した場合の費用】

購入品	目安金額
車いす	6万～50万円
特殊寝台	15万～50万円
移動用リフト	20万円～*
ポータブルトイレ	1万～25万円
手すり	1万円～*
階段昇降機	50万円～*

- * 工事費別途
- ※ (公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)より抜粋
- ※ 自費で購入した場合の目安額で、公的介護保険制度の給付(貸与)となる場合があります。
- ※ 自己負担額は1割負担となり、収入によっては2～3割となります。
- ※ 自宅のリフォーム費用は20万円までが1割負担であり、超えた費用は全額自己負担となります。

【有料老人ホームへの入居時費用(都道府県別)】*1



- * 1 株式会社 LIFULL senior 老人ホーム検索サイト「LIFULL 介護」2023年11月30日時点の都道府県単位での平均入居別費用相場から当社で試算(平均入居別費用相場が「不明」の10県を除く)
- * 2 株式会社 LIFULL senior 老人ホーム検索サイト「LIFULL 介護」に掲載された全国の有料老人ホームの個室タイプの料金プランデータから、中央値を算出して相場としています。(2023年11月30日時点)
- ※ 費用は目安であり、地域・施設により異なります。

こうした背景をもとに、介護の初期段階である「要介護1以上の認定」を保障の対象とし、幅広い用途への費用負担をカバーできる特約として「初期介護一時金特約」を開発しました。

当商品の発売によって、従来より提供している「あんしん介護」がさらに幅広くお役に立てるようになりました。

「初期介護一時金特約」の登場で、あんしん介護が



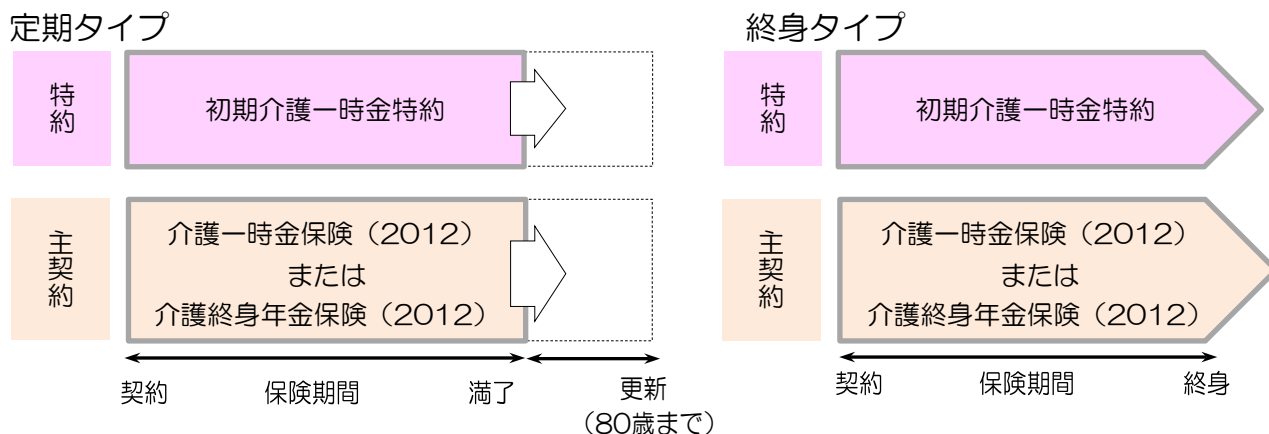
としてパワーアップします！

※「あんしん介護 プラスワン」は「初期介護一時金特約」が付加された「介護一時金保険(2012)」または「介護終身年金保険(2012)」の愛称です。

II. 「初期介護一時金特約」の商品概要

「初期介護一時金特約」は、「介護一時金保険(2012)」または「介護終身年金保険(2012)」に付加できる特約です。公的介護保険制度の要介護1以上に該当していると認定された場合に一時金をお支払いします。

1. 仕組み図



2. 支払事由

	支払事由	支払金額	支払限度
初期介護一時金	公的介護保険制度に基づく要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき	初期介護一時金額	1回

3. 契約年齢範囲・取扱金額

契約年齢範囲	40～79歳
取扱金額	50万～500万円(10万円単位)

4. 保険料例

初期介護一時金額100万円、月払口座・クレジットカード料率

保険期間 保険料払込期間	男性		女性	
	80歳満了	終身(終身払)	80歳満了	終身(終身払)
40歳	710円	1,030円	650円	1,090円
50歳	1,050円	1,610円	930円	1,660円
60歳	1,720円	2,720円	1,460円	2,780円
70歳	3,210円	5,170円	2,830円	5,380円

このニュースリリースは、保険商品の概要を説明したものであり、保険募集を目的としたものではありません。なお、加入にあたっては所定の要件があります。詳細につきましては、「商品パンフレット」「ご契約のしおり-定款・約款」をご覧ください。

以上